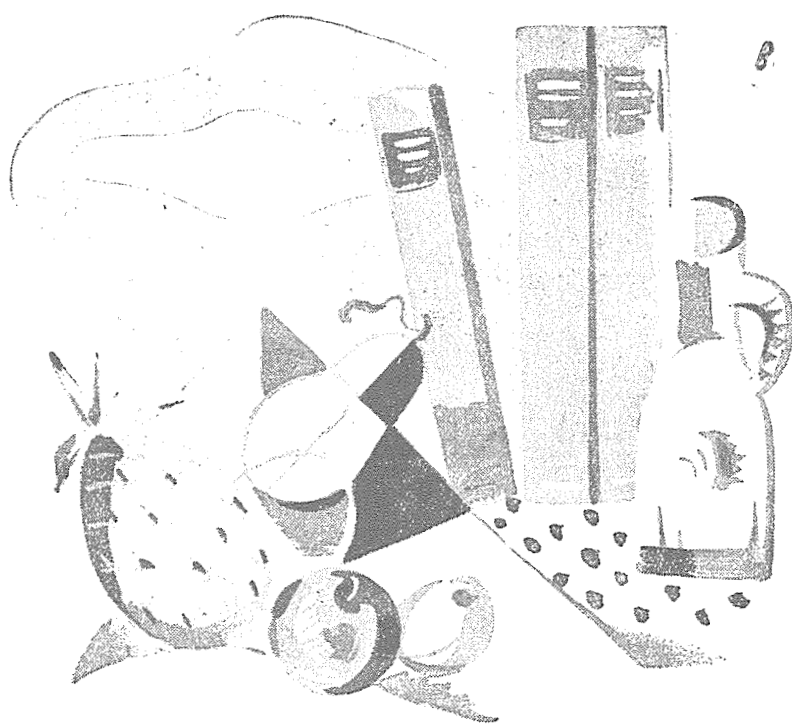


西大醫學報

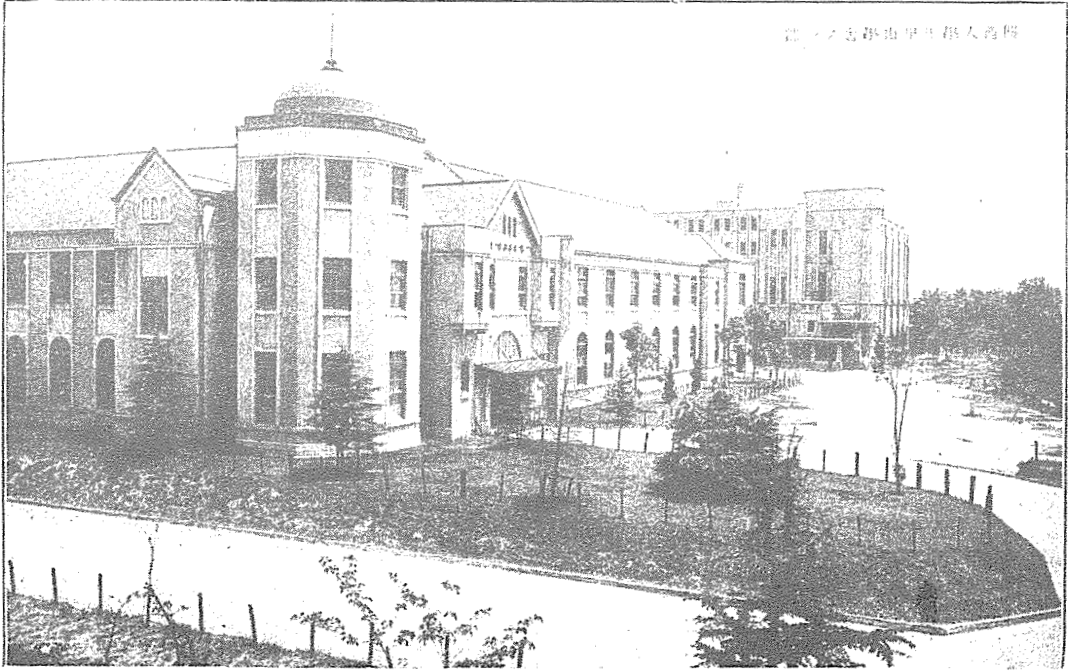
第百七十一號

昭和四十四年七月



關西大學醫學報局發行

關西大學商學部

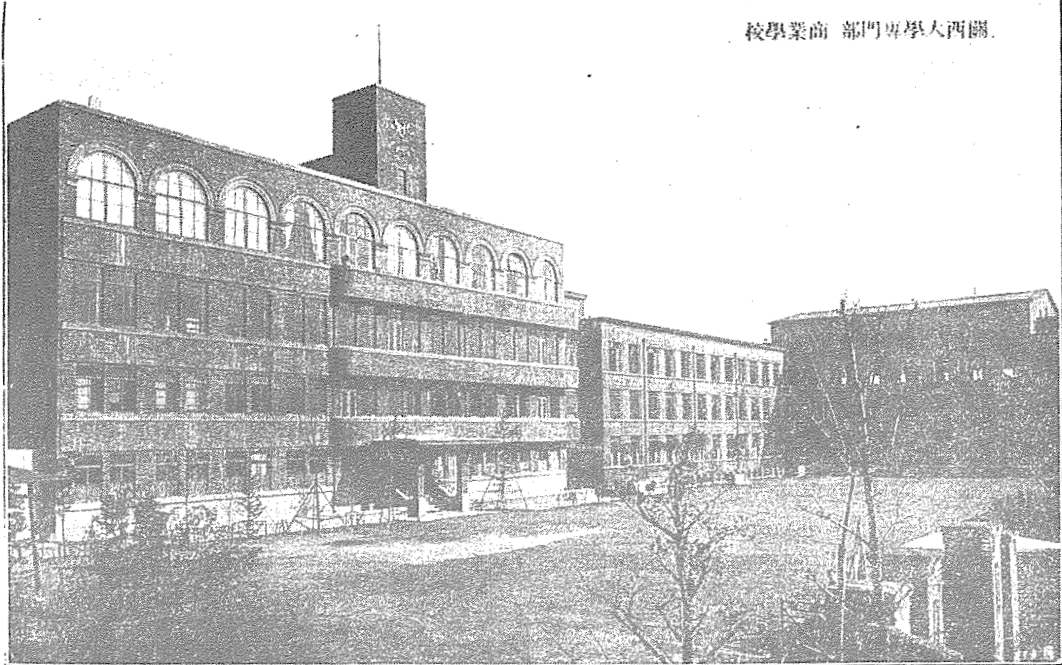


台學六天學本は方の筆希ご
いさ下み込申御に課計會

組 一 枚 十
錢 十
錢 三 料 送

きがは校愛

校學業商 部門專學大西關



日本の家族制度に就いて

講學博士 中島玉吉

目次

日本の家族制度に就いて	中島玉吉 (一)
學内報	(七)
夏期行事日程—夏期講習會—支那事變 二周年記念式—喜多村理事逝去—故喜多村 理事學葬—和氣公奏神教圖揚式	
故喜多村理事を悼む	武田宣英 (一〇)
軍務公用者氏名(十三)	(一一)
戦線だより	(一二)
校友	(一四)
大連支部—雄吼俱樂部—會員消息	
學生彙報	(一六)
校友會費拂込者氏名(十六)	(一九)

本稿は六月廿六日天六學舎に於て専門部第一部及
第二部「日本文化講義」の速記である。時日の餘餘
なく博士の校閱を得ずに印刷に附したるを以て誤謬
あらばそれは編輯者の責任である。

一

私青年の時、丁度諸君と同じ青年の時、當時小石川
の植物園に於て、加藤弘之先生の講演を聞いたこと
があります。その講演によると、先生は、日本の武士
道は外國思想を受繼いだものでなく、全く日本固有の
ものである、言ひ換へれば、日本的なものであるとい
ふことを述べられたのであります。その外にもいろ
／＼なことを論じられたが皆忘れまじりました。唯その時、
頭に残つて居るのは、日本の武士道は日本固有のもの
であるといふことだけが今頭に残つて居るのでありま
す。今にして考へますれば、これは確かに名言であり
まして、我々はその慧眼に感服して居るのでありま
す。

凡そ思想及び制度に於て、日本的なものと外來傳承
的なものがあります。そしてその間には大いなる開
きがあるのであります。日本的なものは我々日本人の
間から發生したものである。即ち國民性にその基礎を

持つ譯であります。それに反して外來的なものは外部
から植付けられたものであり、少し極端かも知れませ
んが、外來的なものは寄生植物であり、寄生的な存在
を持つて居るものである。勿論外來的なものに於ても
日本文化に大いなる役割を務めまして、大いに貢献し
たるものも少くありません。けれども日本的なもの
を選びますと、その力強さに於て大いなる差別があるの
であります。日本的なものは元が日本國民性に基礎を
持つて居りますから、一時外來的なものに壓倒されて
働くことが出来ないものでありまして、何時かは頭
を上げて來るので、その機會を狙つて居る、何か國家
重大の事柄が起りました時には、それを機會に頭を上
げて參り、如何にしても、これを根本的に排除絶滅せ
しめるといふことは出来ません。それに反して外來的
なものはその使命を果せば勿論のこと、使命を果さざ
る場合に於ても、それが日本的なものと相衝突し、相
抗争することに於ては必ず驅除せられなければならぬ
運命にあるものと私は思ふ。さう考へますと、我が國
の文化は日本的なものが柱であり、基礎でありまして
外來的なものは窓であるといふやうなもので、これを
補佐されて居るものといふことが出来るのでありま
す。元々外來的なものは、それが宗教的な思想であり

まして、或は思想的な思想でありまして日本的なものとは抗争する力はない。我が國に根を下すためには本來の、本質的なものを訂正するか、或はその中の日本的なものと同容れざるものを取除いた部分が、日本的なものと同容れざる部分が見出されることが出てくるのであります。これを國史に就て考へて見ますれば、佛教に於て例を見出すことが出来るのであります。佛教なるものは全部が全部まで我が國の日本のものと相容れる、併行し得るものでないのだけあります。そこで一部分悪いものを除いて善いものだけが日本に反映して居るといふ形になつて居ります。基督教にしてもさうです、彼のゼスイットの如きは確かに我が國の精神に適はない、そこで基督教には三十、四十も派があつて、その中、我が國の日本のものと妥協し得るものだけ我が國に榮えて居るといふことになるのであります。儒教にしても同じことで、儒教は孔子の教へであると申しますが、實は孔子の教へを祖述したものであります、つまり賢い者に地位を譲るといふのが儒教の根本の教へであります。ですからその部分は我が國に於ては採用されない。仁義禮智信忠孝といふ我が國の國民性に相容れるものだけ容れられるやうになつた、斯ういふ形であります。

二

又私考へるのに、日本的なものとは決して彼の武士道ばかりではない、まだその外に確かに純日本的な大きなものが二つあります。その一つは、國體觀念であり二は我が國の家族制度でございます。二つと申しまして、更に突き進めて研究しましたならば一つである

かも知れませんが、國體も家族制度も武士道もその根本に於て、一つの日本精神といふものに歸着するものであるかも知れませんが、段々これからその點を申し上げようと思ひます。

とに角三つのものは、丁度鼎の三足の如く、國體、家族制度、武士道、といふ三つの大きな柱が力強く我が國民の中に打ち立てられて居ります。外來の思想乃至事物といふものは、よしそれが如何なる立派なものでありまして、この三つのものによつて支へられて居るに過ぎないと考へます。これを明治維新以來の事跡に就て見ても、彼の議會制度の如きは、その元はイギリスに發して居ります。何が議會制度の根本の機能であるかと申しますれば、帝王の權力を制限して臣民に對して暴政を行はせないやうにすること、これが議會制度の主たる機能であるのであります。けれどもその制度を我が國に入れるに當りまして、天皇の大權を制限するが如き不都合なる部分を除去去つて、人民の意志を反映するといふ、差支なき有用な部分だけ我が國に採入れられて居るのであります。

又我が國は民法法典といふものを制定致しました。その形から考へますれば、フランスにも似て居り、ドイツにも似て居り、外國の形によく似て居りますが、その結果は我が國はドイツにもならず、フランスにもならず、以前通りの日本であります。只法典を作ることによつて部分の慣習を改め、明なる成文にし、無數の調べ難い單行法を一括して一つの法典に蒐め、その長を採つて短を捨て、居るのであります。

又明治中期以後の事例に徴しますと、個人主義であるとか、或は自由主義であるといふものが随分長い間

我が國の上下に浸潤して居りました。一寸考へればアメリカなどにでもなりさうに見えるのであります。けれどもこの度の支那事變で一朝國家の大事變に遭遇すると、それらの營利主義や自由主義はその影を薄くして百八十度轉回し、我が國の本來の國體主義に還元して居るではありませんか。斯の如く考へて來たりますと、我が國の最も大切なものは、日本的なものでなければならぬ。事變以來日本精神の昂揚といふことが津々浦々まで唱へられて居る。併し日本的なもの、日本精神と申しても、それは何を意味するのであるか、餘り大き過ぎやしないか、中味は何であるか、さう云はれましたならば、私は即座に答へ、それは日本の國體の觀念なり、家族制度、武士道、この三つのものが相寄つて日本精神といふものを構成するのである、斯う斷言して憚りません。若し日本精神の發揚といふことを誤解して、一切の外來的なるものを排除する、これを排斥するといふ態度を執るものがありましたならば私は、それは間違ひであると斷言致します。外來的なものも大いに尊敬してよろしい。併し外來的なものでも、日本的なものと同容れない、相矛盾、相磨擦せざるものだけ容れられると考へて居ります。我が國の歴史は常にさうであります。外國の文化をドン／＼應用して今日の強大を致したのであります。始めから外來的なものを排斥したならば、今日の相を實現することは出来なかつたかも知れないと考へます。そこで大いに日本的なものを作る、同時に外來的なものを大いに吸収して行く、斯の如くして、明治天皇の御誓文の趣意にも則り、適合するものと考へるのであります。

三

扱てこれから本題に入りまして、我が國の家族制度に就て若干考察致して見ようと思ひます。併し私はこの講義に於ては、我が家族制度の特質に重きを置きその特質が何處にあるかといふことを明かにするのが目的であります。民法の講義ではないので、家族制度を一々詳しく説明することは致しません。

我が家族制度を外國諸民族の家族制度と對照して見てどういふ違ひがあるかといふことを、ハッキリ書き出して見たいと思ふのであります。それに就て、先づ以つて家族制度といふものはどんな制度であるか、その意義を明かにしないと、足と手と比較したり、頭と尾と比較したりするやうになりますから、さういふ混雜を避けるため先づ家族制度の意義を初めに明かにします。

凡そ親族團體には二つの形體があり、二つの形式があります。一つは血族團體、或は單に親族團體と申して血縁者、それに準ずる者の集りであります。この血族團體に於て、それを統轄する處の家長、或は氏長が司どる。家族團體はそれに反して、名稱は異なりませんが家長、氏長、いろ／＼名稱はあるが、とに角一人の長があつて、これを統帥して行くといふ形であります。

この二つの形が兩方の團體が我が國には現在あるのであります。今日述べやうと思ふのは、その中の、即ち一人の頭、氏長を有する團體を對照として暫らく話して見たいと思ふのであります。

我が國の家族制度の最も古い時代に於ては、これを氏族制度と呼んで居り、氏といふものは、一説によりますと、諱といふことださうです。血統を同じくする更に簡單に申しますれば、同血族者の團體、その氏の

中の上を氏上といふものであつて、その點までは我國の歴史に明かに記載されて居る處であつて、その起源たるや頗る古いものであつて何時起つたかといふことは分りません。我が大和民族が支那と交際を始めるより前のことであります。即ち神代に於て既にかゝる社會組織を持つて居つたといふことが明にされて居るのであります。この氏族制度といふものは、醇乎たる日本的な制度であつて、そして同血族者の集りでありませぬ。處が千年も加つて居れば随分大家族であつて、或は一つの郡にも擴つて居つたもの、甚だしいのは、一國にも及んだものもあつてあります。

扱て氏は混血を世襲して居り、如何に此の時代であつても、或る時代の氏は、皇室の御傘下に屬して居つた、皇室から位を貰ひ——永遠に貰つて、御傘下に繁榮したる團體に過ぎなかつた。財産も氏が持つて居る職業も世襲の職業であり、即ち恒産といふものがありまして、以つて氏人の生活の根據をなして居り、氏の上の權力が何處まで及んで居つたかといふと、今日明かにすることは出来ませぬ、古いものであります。併し斯ういふ事實があります。丁度何か事ある時には氏の上をお寄せになる、さうすると氏の上が、氏人、氏の輩を率ゐて朝廷に奉仕するといふ制度でございませぬから、氏人に對しては頗る強大な力を持つて居つたものと考へられます。そこで諸君、此の氏は財産的に一體であります、氏の財産といふものがあつて、氏人が、働いて、生産する處の財産を悉く氏の財産にしそして氏の上がこれを支配し、同時に氏の上は、氏人を使用する大責任を持つて居るといふ形であります。それが諸君、やがて今日の我が國家の相でなければな

らない。近頃の法律家の言葉を借りて云へば、團體主義でありまして、氏人は個々別々に自由行動を執ることを許されぬ。又氏の上は、全權を持つて居るけれども、これを自分が恣に行使することは出来ない。氏の全體の利益のため、幸福、繁榮のためにこの權力を行使しなければならぬといふ、所謂全體主義の下に構成されて居つたのであります。

四

處がこれと殆ど同じやうな機構を有した家族制度を、他の民族に於てもその例を見るのであります。皆家族制度といふものは原始人の普通の生活状態であつたと見ても間違ひないかも知れません。普遍的なものであり、古代民族の間に普遍的なものであります。併しそれを追じて支那、印度等に亘つては述べませんので歐洲文明の先覺となつた、ローマ・ドイツの二民族に就て少し述べて見やうと思ひます。

ローマには家族制度があつた。家長である者は全責任を負ふと同時に、法律的に申しますと、財産所得の能力を持つ者も、自分で働いて資澤するといふことは自由にならない。家の財産になつて、家長の管理に屬する。又法律行為の能力なく、家族單位で契約を結ぶ能力もない。又訴訟行為の能力もない。人から不法行為を受けても訴へる力がない。それらは總て家長の處置に俟たなければならぬ有様でありまして、ローマのマグナー・フアンテン・フアミリーは丁度我が國の氏に相當する團體で堅き團結の下に、一人の家長が居るのであります。

ゲルマンでもこれをシヨースと申し、これが家に相

當する。そこにトーチーといふ家長があつて、ローマのそれと殆ど同様の權力を持つて家族を支配して居る。だから家族制度は我が國だけの制度であるとは云へないのであります。外國には、今日印度にも、支那にも現在あるのであります。併し今日文明國に於て残つて居るのは日本だけであり、ローマの家族制度は五世紀頃に影も形もなくなつた、といふのは、それより數百年前に崩壊し始めたのであります。民族組織に關する整理といふものは、一年二年、十年二十年、百年位経つたからといつて消滅すべきものでない、長い間掛つて段々消滅するのであります。ゲルマンではフランク王朝時代になくなつて居り、千二三百年前にはその形跡もないといふ事實であります。

そこで最も脅威的な驚くべきこととして取扱はなければならぬことは、同じく家族制度であつて、ローマも、ゲルマンも、又我が國も同じやうなものを持つて居つたに拘らず、彼等の間に於ては早く亡んでしまつたが、我が國に於て依然として家族制度を持つて居るといふことに、何處に原因があるか、これは確かに學術上の一大研究目的でなければならぬと信ずるのであります。

五

私かに考へるのに、團體といふものには二つの考察點がある。一つは機構の問題、團體を如何にして組立てるかといふ機構統制問題と、團體の機能問題の上からと、この二つの方面から考察することが正しいのであります。そこで極く端的に申しますが、私は日本の

家族制度が今日まで現存して居り、ローマ、ゲルマンの家族制度は千年も前に亡んでしまつたといふ事實、その原因は、家族の構成にあるのではないか、内に求めることが出来ないか、寧ろ機能に就て探さなければならぬと考へるのであります。そこで家の機能をもう一步進めて考察する時、家の機能といふものは二つに分けられる。なぜ分けられるかといふと、團體であるから、團體内部に對する機能と、團體外部に對する機能とに分けられるのであります。即ち氏人に對してはどういふ權利を持つか、斯ういふ權利、あゝいふ權利があつたといふことを。これはローマに於てもゲルマンに於ても同じで、ゲルマンにはシヨスといふものゝ上にジュツペといふ團體があり、ジュツペに對して如何なる態度を考へて居つたかといふことは、三つの斯ういふことが云へるので、内部に對する働き、我々の私生活、プライベート・ライフの形式であり、今申した如く三つの家族制度に於ては、何れも家長の承諾に従つて生産し、その得たものを一つに纏める。そして彼らの安全な生活を營むといふ、私生活を認識するためであり、その反面に極く大雜把に於て、大きな差がないと思ひます。二つの方面は、その家の上層團體に於て機能挫折を發見するのであります。今日になりまして、どうしてこれらの民族の間に、幾多のものゝ團體生活が行はれて来たか、その起源は何處にあるかといふことを歴史的に證明することは不能であります。總てのことは歴史前のごとで、社會學的な考察は寧ろ有利であつて、社會學的考察はありますが、歴史的考察はない、それ以前の發生起源といふものは歴史的考察といふものは不能である。殊に社會學的に考察する人

は斯ういふのであります。それは、家といふものが出來たのも農業時代である、一人で働くよりも、多數の人が共同して働く方が能率が上るから、茲に一人の指揮者を戴く團體を備へて行く、といふ風に經濟的説明とでも申しますか。それから又、その當時の國家では大きな團體がない、それから又、その當時の國家では隣の奴が大根を盗みに來るかも知れない、さういふものを追つ拂つて、一人々々でやるよりも、一人の統率者の下に働かず方が效果的であるといふので家が生れて來たといふので證明して居るのであります。ゲルマン法に於ても、ローマ法に於てもそれ以上の説明があるといふことを聞かないのであります、併し唯今の説明は全部が全部正しいと思つてゐない、確かに突つ込む處があると思ひます。さういふことに就て喋つて居れば時間が足りなくなるのであります。

六

そこで經濟的に説明致しますならば、經濟事情が變れば變化してしまふ、これは海外貿易のためであり、或は簡單に軍事的なためであると説明すれば、大きな有力な國家が出現する、さういふものは要らない、ヨーロッパの社會がインタ・ゲルマン・サイトといふのはイギリス人がゲルマン法に委讓したのであります。その後家族團體を組織して生活して居つたのであります。その状態が永續して居るその間に都市といふものが興つた、小さな都市が出來、自然に大きな都市が出來て來た、都市と都市との間で物々交換が行はれ、賣買するといふことは自然のごとで、當時まだく優

秀な立派なものでありますから力辯を入れる、益々強くなる、次には白であるとか、已であるとか云ふことになつてエゴが興つて来た。これらは總て社會の人間制度よりも寧ろ人間の社會性に、自然の現象であると云はれて居る。さうするとこの間百姓をして居つた處の農夫は街に出て勞働し賃金を貰ふ、××まで賃金を取る體を金の代償に提供するのが惜しくなつて来た、これが個人主義の始めであります。夫婦の間にもそれが起り、妻が街に出て儲けた金を家長に出すのが嫌になり自分のポケットに金を入れるといふことになつた、そこに抗争が起る、他に於てエゴが強くなる、エゴは家を、家族を亡す。勿論これは春秋の筆法ですから。處

我が國の家族制度はどうであるか、私生活方面に於ては西洋のものと大した相異はありませんが、團體に對する關係に就ては大いに異なり、我が國の歴史に於ても、家族といふものは一切の經驗の下にあり、一切の永遠の下にあり、一切の權力の源になるばかりでなく、或る者の氏は皇室より分派したものと考へられて居ります。若しその史實によつて證明することを得ないにしても、出來ないのが當然ですが、我が國の上下を通じて何千年間にこの信念がなければならぬと思ふのであります。

そこで我が國には、家に貧富の別があるのであります、單に經濟問題のためばかりではない、皇室は實は諸々の家の上に位して居る、日本の國體は經濟的基礎の上に立つて居るのではなく、大和民族を通じて流れて居る處の血族の關係に於て云ふのであつて、血族關係と經濟關係の差別があるのでないかといはれるが、殊に我が國體は、もう一つ見なければならぬことは

さういふ具合にいろ／＼な關係に於て貧富の別がありそこに君臣の分といふものが昔からハッキリ分る、又我が國體は一元から分派が生じて、一つの源から多くの流に岐れて居る。皇室が本であります。如何に我が家族制度は、我が國の國體と密接なる關係を持つて居るかといふことはその事實によりまして明かなことと思ふのであります。西洋の家族制度は、謂は平面的なものであり、我が國の家族制度は立體的なもので上下に貫くものであります。

繰返して申しました如く、我が國の家族制度といふものは、國體と密接な關係を持ち、國體を支へる柱となつて居るものであります、單に經濟事情の變遷によりまして、これを破壊に導くことは斷じてあり得ないのであります。我が國の民族と、この精神に始終するものと考へます。

七

今私は、主として家族制度の方面から我が國の尊嚴の所以を説いたのであります、それを國體の方面から説きましても、國家統一の結論に到達するのであります。我が國體は萬國に冠絶し、世界に比類の見ないといふことは果して何を示すのであるか、何處に我が國の國體が世界に冠絶し、萬國に比類を見ないものであるか、どうしてさういふものであるか、もう一步突つ込んで考へますと、その間に理由があることを發見します。併し、單に主權が、天皇にある、天皇は大日本帝國の主權者であらせられるといふだけの點を考へますればそれだけです、これだけの點に考へまし

たならば、それは日本に限つたことでなく、それだけでは唯主權者である。我々は忠君愛國の念が強い、帝國始つて二千六百年になつた、といふことだけでは不十分であるやうに思はれるのであります。何とならば、主權が帝王にあるといふことは、君主國に於て普通の權利であります。例へばウイールヘルム二世はドイツ帝國の主權者である。アレクサンデル三世はロシア帝國の主權者であつたのであります。なほ清朝の愛親覺羅は支那の主權者である。併しドイツの國民はホーヘンツォルレンとはドイツ民族の總本家と考へて居らない。ホーヘンツォルレンは唯ドイツの主權者である、ドイツを治める力を持つて居る、といふ風に考へて居るに過ぎない。同じことではありますが、ロシアのロマノフ家が、ロシア民族の宗家であるとは誰れも考へて居らない、あれは強い權力を持つて居る、ロシアを治める權利を持つて居るといふ風に考へて居りますが、彼のウイールヘルム二世の如く、天下の人望を一身に集めた程の名君であつても世界大戦に一度破れるや、これをオランダの寒村に追ひやつて、ドイツ國民はこれを顧まない。私はカイザーの全勢時代にドイツに留學して居つたが、國民はカイザーを尊敬し、カイザーは國民を愛すること實に甚だしきものがありましたけれども、一度その權力を去つて、聯合國から強制されてオランダ國に押込められると、あのドイツ人はカイザーのカの字も云はない、その代りヒットラーなる者を迎へ來つて、今ではヒットラー、ヒットラーといふ。清朝の祖先愛親覺羅は、支那を征服し來つたのであります、唯單に主權者であつたに過ぎない。支那といふ國は愛親覺羅を以つて支那民族の宗家とは

考へない。斯ういふ話があります、清朝の或る人が、支那の或る家の娘と婚姻しようとした處が、その家では拒絶した。曰く、あれは成り上り者、愛親覺羅の成り上り者だ、といふので應じなかつた、そこで前に申しました如く我が國の皇室に於ては臣下の上に位したものであるが、支那はさうでない、あれは成り上り者だ、成り上り貴族だといふ風に、二つも三つも、五つも比率を以て觀る。

世界の帝王の地位を斯くの如く考へて見ますと、何れも憲法を以て主権者であり、或は人民の進言によつて主権者であるといふものでありますが、我が民族はそれと違つて、大和民族の血を以つて結びたる日本民族の總本家として、敬ひ尊ぶ譯であります。

最近のことでありますから讀者は御存知でありませうが、イギリスの皇帝が、大英帝國のシムボルたる王冠を誰から戴くか、カンタベリ大僧正から貰つた、我が國は斯ういふことゝ異り、元々地位が決つて居る、帝王の地位を繼ぐものは、帝王の地位を持つて居るものでなければならぬ。又帝王の地位を持つて居るものは誰からも王冠を戴く必要もない、當然日本の皇位に就かれる、といふさういふ地位であるのであります。要するに我が國體は萬國に冠絶して居る、世界無比であるといふのは唯主権者であるといふばかりでなくして、皇室が我々の本家であり、血の元であるといふ國民的の信念に存して居る。この信念を持つ限り、如何なることがあつても、國民と皇室の間の疎隔は絶對ないと思つて考へるべきであります。これが大體我が家族制度及び皇室との關係の特殊性を述べたつもりであります。更にもう一言申上げたいのは、この場合に強調して

置きたいことは、それは外來的なものとも雖も、唯今申しました家族制度、皇室關係に非違を及ぼさざる以上、大いにこれを歓迎すべし、と云ひたいのであります。坊主憎くけりや袈裟まで憎いといふ態度は執りたくないと思ふのであります。

明治維新の際に當りまして、我が國では、海軍はイギリスに則る、陸軍はドイツに則るといふ主義を定めまして天下の秀才を選び留學生を出し、歐米の智識を取り入れて來たのが、やがて今日の我が國の大をなした原因と云はねばならない、然らば諸君、日本の生命は永遠である。今支那事變に於て我が國は優秀な人を求めて居る、それは今日のことであり、今後永く々々この日本が存在して居るといふことを考へるならば更に更にさういふ點に我が國の基礎を堅くすることを我々は念頭に置かなければならぬと思ひます、小さな殻の中に閉籠つたり、排外的な心情の殻に閉籠ることを止めて、根本的な、日本的なものを失はざる限りに於て、大いに世界の智識、世界の事物を吸収して、我々日本國民の智識としなければならぬと考へるのであります。

丁度時間が參りましたから、これで終ります。

高段圖書門



二十段家書

大阪市難波御堂前東入
電話四〇四七三

○高砂恒三郎氏著

地方財政改革問題

地方財政に關しては國家財政に比較しては研究者も少く、研究成果も乏しい。此間に在つて高砂氏は我國に於ける有数の地方財政研究者で、其發表した意見には傾聽すべきものが多い。同氏が日頃の研究の結果をば此に一纏めて發表したのは、同問題に興味を有つ者に取っては便利此上もない。内容は地方税制、地方財政調整、餘論の三編より成り、地方税制には、組成税種、課徴方法、税制組成、入税改革問題、物税改革問題等を説き、地方財政調整には、交付金制組成上の考慮、國家全一的社會政策と地方財政調整との關係等を説く。餘論には、潮、馬場改革案批評と、大阪市學區統一問題とを説く。尚ほ附録に獨逸の各地方税法を擧ぐ。

○野津高次郎氏著

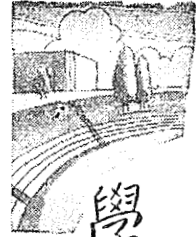
米國税制發達史

稅務行政に多年參與した野津氏の米國税制發達史は時節柄、税法改革問題を扱ふについては是非参照すべき好著として推薦すべきものである。内容は四編より成る。世界大戰前の税制、世界大戰時代の税制、戰後經濟回復時代の税制、世界經濟不況時代の税制、現行租稅制度である。

○三菱經濟研究所版

獨逸の現行税制と租稅政策

本書は獨逸のナチス租稅政策の發展と同國の現行税制とを示すものであり、極めて要領良く纏められて居る。税制改革の爲めに好箇の参考書であり、裨益する所少くない。(以上、三書、神戸正雄紹介)



學内報

夏期行事日程

學部 豫科 專一 專二
 授業終了 七月十日 七月一日 七月七日 七月八日
 勤勞作業 六月廿四日 六月八日 自七月八日
 自七月十一日 自七月十一日 自七月十一日
 至同十三日 至同十三日 至同十三日
 九月八、九日 九月八、九日 九月八、九日

授業開始 九月五日 九月五日 九月五日
 自九月五日 自九月五日 自九月五日
 至同十二日 至同十二日 至同十二日

夏期語學講習會

第十七回夏期語學講習會は、例年の通り左記の如く開催する事に決定した。

會期 自七月十四日（午後六時ヨリ八時マデ）至八月五日

場所 天六學舎

科目及講師
 英語 教授 村上 喜貞氏
 同 教授 片岡甚太郎氏
 支那語 講師 奥平 定世氏
 同 講師 有馬健之助氏

支那事變二周年記念式典

七月七日の聖戦二周年記念日に當り、興亞大業の意義を更に深く認識し、帝國所期の目的貫徹に邁進する決意を鞏固ならしむる爲め、事變一週年に賜はりたる勅語の奉讀式を、學部は午前九時より威徳館に於て、豫科は同十時十分より豫科講堂に於て、専門部は午前八時より天六學舎式場に於て夫れ夫れ舉行し、戦歿將士の英靈に感謝の誠を捧げ、出征將士の武運長久祈願の黙禱をなし、神戸學長並に正井専門部長の訓話ありたり。

喜多村理事逝去

本學理事喜多村桂一郎氏は宿痾喘息の爲め、茨木の自邸に於て療養中のところ、六月二十日午後十時三十分逝去せられた、享年七十三、氏は明治三十一年本學の前身關西法律學校講師として教鞭を執られ、大正十四年本學理事に就任以來今日に至るまで拮据經營の事に任じ、専ら財政の基礎の確立に意を用ひ、本學今日の隆盛を見るに至つた功績は大なるものがある。
 曩に氏の病篤き旨 天聽に達するや、教育界に盡し



喜多村桂一郎氏

た多年の功勞に對し、特に從六位に昇級遊ばされた。本學も氏生前の功績に酬ひんが爲め學葬に依り英靈を弔つた。

故喜多村理事の學葬

六月二十日逝去された理事喜多村桂一郎氏の葬儀は同二十九日午後二時より大阪四天王寺本坊に於て、本學學葬を以て執行した。

午後一時十五分神戸學長、嗣子昭三氏、その他遺族近親に護られた遺骨は、本學學生生徒の堵列裡に四天王寺着、本坊兩側に堵列の本學協議員、教職員其他關係者に迎へられて式場に入り、午後二時より茨木梅林寺樋口僧正導師の下に嚴肅に執り行はれた。神戸學長の弔辭について大阪控訴院長、大阪府知事、大阪市長大阪辯護士會長、本學校友總代、千里山學士會理事長校友會大阪支部長、學生總代その他朝野各方面から寄せられた弔辭弔電の朗讀あり、ついで本學學長、嗣子遺族親族、本學役員、校友總代、門下生總代、學生生徒總代の燒香あり、學部、豫科、専門部、關甲、二商の全學生生徒順次隊伍肅々禮拜した。而して午後三時より一般告別式に移り多數會葬者の燒香があつて四時壯嚴盛儀裡に式を閉じた。

神戸學長弔辭

時維昭和十四年六月二十日關西大學理事喜多村桂一郎君溘焉として逝く嗚呼哀哉、君は慶應三年八月二十日大和高取藩士の家に生る、明治二十六年七月業を帝國大學に卒へ、直ちに司法に奉職して名判事として認められ、累進して大阪地方裁判所部長となる、三十

二年八月官を辭して野に下り、辯護士となること爾來四十年に及ぶ、其間昭和六年より七年に掛けて推されて大阪辯護士會長となる、是より先き明治二十八年には三高法學部の教務を囑託せられ、三十二年には大阪高商の講師を囑託せらる。本學との關係を生じたは明治三十一年十二月本學の前身たる關西法律學校の講師を囑託されたるに初まる。越えて大正十四年本學理事に就任して以來今日に至る迄實に十五年の長きに亘りて拮据精勵、本學經營の衝に當り、千里山及天六學舎の建設、大學昇格運動等、本學の充實向上に力を盡し特に最も意を本學財政の基礎確立に用い本學をして嘗ての微々たる一地方法律學校より今日の資産三百六十餘萬圓を擁し六千有餘の學生々徒を包容する有數大學たるの隆昌を見るに至らしめ、曩きに昭和十一年創立五十周年記念の式典を舉行するに際し長くも内帑金御下賜の光榮を荷ふに至らしめたるは實に君の献身的努力に負ふや最多し。其功績は本學の歴史と共に輝き永世に不滅なり

君學博く識高く、其の專攻とする法律に精しきのみならず、漢籍に通じ詩を善くし、畫に於ても亦一家を成す、資性剛直、正を履むに於て人の毀譽を介意せず雄辯といふは當らざるも其の一たび口を開くときは理路整然、人に非議を挾むの間隙を興へず、君が能く人の信頼を博し衆望を集むるもの故なきにあらず、君が本學理事としての存在は本學を重からしむるに足り、今後本學が君に待つものは大だ大なりき、君亦た近頃其健康につき自信あるもの、如く幾多本學改革の腹案を示されたりしに未だ之を實現するに至らずして天君に壽を假さず、中道にして斃る、本學の不幸之に過ぐ

るなく、全學擧げて深く君の訃を悼む、然れども本學は君の力により既に不動の基礎を備ふ加之君の後を承けて經營の衝に當る其人なきを憂へず、能く君の意を繼ぎて益々本學の充實向上に邁進すべきを疑はず君以て冥すべし

茲に本學が學葬の禮を以て君を弔ふに際し、全學を代表して聊か蕪辭を連ねて君の靈を慰む、尙くは來り襲げよ

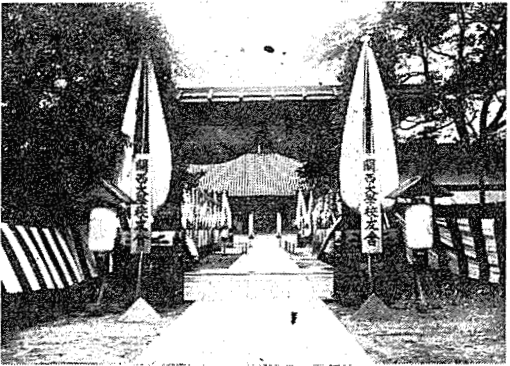
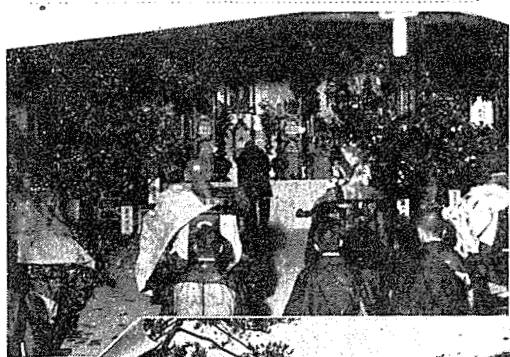
長島大阪控訴院長吊辭

關西大學理事喜多村桂一郎君、不幸二暨の冒すところとなり溢焉として長逝せらる、哀悼奚んぞ禁へん。

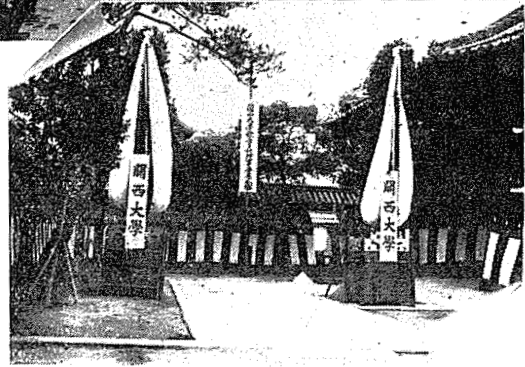
君資性淳厚舉措溫雅、夙に東京帝國大學法科大學法律學科を卒へ、初め司法官を志し京都地方裁判所判事大阪地方裁判所部長の職を奉じ令名あり。

明治三十二年辯護士名簿の登録を受け爾來在野法曹として國民權義の強調に盡瘁すること四十餘年、其の

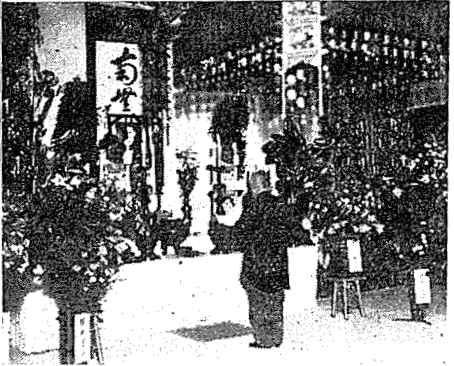
故 喜 多 村 理 學 之 葬



(上) 中門内各面より寄せた花供
(下) 長島控訴院長の讀朗辭



(下) 天玉寺本坊門 (上) 神戶學長之香燭



間推されて辯護士會長となり或は又各種の委員に舉げられ聲望頗る重きものあり、先年商事調停制度の實施せらるゝや選ばれて調停委員となり後更に金銭債務臨時調停委員に選任せられ多數の調停事件に關與す、君が其の職を執るや熱誠事に當り至公至平圓熟せる人格を以て當事者を悦服せしめ衆威其の徳を稱す

君は其の多忙なる生活の一面、教育方面にも極めて熱意を有し關西大學講師として多年教鞭を執り後進の指導誘掖に努め、或は又同大學理事として拮据經營の事に膺り同大學をして今日あらしめたる君の功績に俟つこと大なるものあり、本日茲に學葬の禮を以て君を待つ、寔に故ありと謂ふべし。

君今や齡古稀を越へ功成り名遂げて悠々自適の境地を樂しまむと欲し、近く居を郊外に移し自然に親しみつゝありしに、偶病を獲て起たず君の温容復た接するの日なし、痛惜奚んぞ堪へむ。

茲に君の葬を送るに當り度みて哀悼の意を表す。

以下弔辭全文を省略し芳名のみを列擧す

大阪府 知事 池田 清氏

大阪 市長 坂間 棟治氏

大阪辯護士會長 木村 敦諦氏

關西大學校友會長

關西大學千里山學士會理事長 角田 好太郎氏

くらま 會

關西大學校友會大阪支部長

關西大學學生生徒總代

甲電を寄せられたるは

文部省専門學務局長、早稻田大學總長田中穂積氏、

立命館大學總長中川小十郎氏、外百五十五通

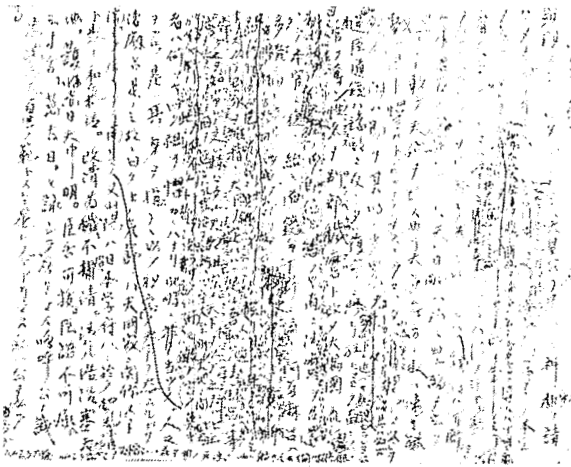
和氣公奏神教圖揭揚式

既報武田宣英博士寄贈の和氣清慶公奏神教圖揭揚除幕式は六月二十二日午後一時より千里山學舎豫科講堂に舉行した。武田博士により除幕一同敬禮、次いで故喜多村理事の遺された式辭を玉木理事朗讀し、寄贈者武田博士より別項の挨拶ありたる後、神戸學長より、和氣公の誠忠と國體の尊嚴について訓話があり二時間式した。

式辭（本稿は喜多村理事逝去二日前病床にて起草された絶筆である）

本日本講堂壁上に武田博士の寄贈せられたる和氣清慶公奏神教圖額面を掲ぐるに當りまして、式辭を述ぶることは私の最も光榮とするところであります。武田博士は兩三年前幼時の出身校たる郷里の宇佐小學に舊藩主山ノ内侯の祖先一豊公夫人の肖像畫を記念として寄贈せらるゝや、此と同様の畫圖額面を本學に寄贈せられたしとの意向を私に洩されました。當時私は其畫題は教育上貴重なる資料なれども本學には不向と思ひましたから、甚だ無遠慮ながら率直に其旨を御答し、尙御寄贈の御思召あらば本學に尙適切なる畫題を撰擇せられたしと申上げたと記憶して居ります。尤も爾來兩三年の星霜を経ましたので此の事は過去のこととして私の念頭より消へ去つたのであります。然るに舊臘此の額面寄贈せらるゝ由來を博士より承り以上の記憶を呼び起し、私は第一に博士の言責を重んずるの厚きに感銘して居ります。次に帝室博物館の表慶館に陳列せられたる、佐久間文吾氏筆「御物和氣清慶公の奏神教圖」を拜觀して感奮措く能はず幸に之を模寫することを得て母校たる本學の講堂に掲げ學生をして日々之を景仰せ

しむることを得ば、訓育上至大に益することあるべしと思料せられ、親しく宮内省に出頭して請願せられしに、特別の御證議を以て許可を得るに至りましたのみならず、同省御所藏の御寫眞まで御貸下を得るの運となりました。そこで極めて誠實で畫才逸逸にして當時東都で令名ある高見秀聲畫伯に模寫を託されました。出來の上は其額面の一を本學に寄附せられたき御話を承りまして、博士が母校を思ふの念の深きに感銘したのであります。私は博士と昭和三年以來本學經營の衝に當りて居りますが、東京に在住せらるゝに拘はらず本學の役員會には監事として殆んど毎月一回は出席せられ、熱心に職務を盡されて居ります。尙兩三年前本學に獎學資金を寄贈せられたることもありましたが、何れも愛學心の發露であります。本日此の額面掲揚式に際し一言學生生徒諸君前に之を演述するは無用の言に非らずと存じます。本日清慶公の奏神教圖の額面を掲ぐるの式を舉ぐるに至りましたのは、唯額面其物が貴重なりと謂ふのみではありません。博士が此の額面を寄贈せらるゝに至りし誠意が、諸生訓育上感銘すべきものありと思料し、之に酬ゆるの趣旨も含まるゝものと御諒知ありたい。扱て和氣清慶公の事蹟に關しては次に掲げる寄贈の辭にも概略の記載あり、諸君も亦日本國民として既に充分御承知の事と存じますから、本日私が蛇足を加ふるの必要はありませんまい。併しながら私は武田博士が清慶公の額面を特に本學に寄贈せられたる深意に感銘し、國體觀念發揚の一助として強いて蛇足を加へたいと存じます。扱て 孝謙帝の時、逆臣道鏡なる者現はれ天龍を恣にして大政を専らにし傍若無人の行動を爲したのであります。而して帝は



喜多村理事の筆紀の略略式之國揚式草稿

宇佐八幡の神託を信じ給ひ之に從はざるなしと云ふ有様でしたが、宇佐八幡の神官に阿曾慶なる者ありて、自己一身の榮達を圖るため道鏡に媚を呈するため神託なりと稱へて「道鏡が天位に登りしならば天下太平ならん」と奏上しました。之を聞いた道鏡は益々神器を覬覦するに至つたのであります。天皇公を遣はして神教を請はしめたのであります。ところが發するに臨み道鏡は目を眩らし劍を按じて「余をして本望を遂げしめるならば汝に大政大臣を授け國政を委ねん若し吾が言に違はば重刑に處せんと脅かしたのであります。然るに公は極めて抗直なりしかば宇佐八幡の神教を受け遊つて之を御前に奏して謂ふには「我朝は開闢以來君

臣の分定つてある。天つ日嗣は必ず皇緒を立つべきである。敢て天位を亂す如き大逆無道の奴は速に誅戮せよ。」と憚るところもなく奏しました時は、神護三年九月でありました。爰に掲げました額面の圖は即ち其時の光景を畫いたものであります。諸君は必ず額面下に近づき熟視せられよ公の眼光炯々人を射るが如く決死の相を表し懦夫をして起たしむるの愧あらしむるのである。逆臣道鏡は豫期に反したる復命に怒り狂ひまして直ちに公の本官を奪ひしのみならず姓名を別部磯麿と改め大隅國に流し又人を遣はし途中之を殺さしましたが、俄に雷雨晦冥して命を受くるもの躊躇しましたが會勅使來りて免れたのであります。光仁天皇の御即位し給ふや直に清麿を召還して本官に服し給ひ道鏡を下野に流し阿曾慶は多祇島に流されたのであります。大日本史には一忠餒の士に貴ぶ所の者は其の利の爲めに回らず賊の爲に怖れず凜乎として嚴霜烈日の如きを以てなり。僧道鏡の神器を覬覦するに當つて兇賊人に逼る勢當るべからず事の濟否使臣の一言に決す。清麿色を正して撓まず直に神語を奏す。志士國を匡し氣姦倭を震はす。至大至剛天地の間に塞がる人臣の誼此に盡く。」と贊して居りますは至言です。又山陽は日本藥府八に於て和氣清と題し「和氣清、收清爲機不損清、清氣浩浩塞天地、謨得赤日天中明、臣舌可拔、臣語不可屈、三寸舌萬古日」と詠じて居ります。嗚呼公の誠忠沈勇は百世の範とするに足るのであります。私は公を以て右文の大忠臣楠公を以て左武の大忠臣と稱したいのであります。而して楠公に關しては先賢の詠じたる詩歌は可成多い様ですが私は算開にして公の事蹟に關する有名の詩歌文章を餘り多く知らないのであります

喜多村理事を悼む

法學博士 武田宣英

昭和十四年六月二十一日は、青天の霹靂とも何とも形容の出来ない驚きの日であつた。出先へ宅より電話にて「昨夜十時半喜多村理事死去本日理事會開ク關大」喜多村理事葬儀學葬ニシタシ異存ナキカ關大理事會」此二の電報ありたる旨の通知を受けたるときは私は、其事の餘りに意外なるに愕き、暫し耳を疑ひ、同じことを再三繰返したる後漸く我に歸り早速「學葬費成葬式日知ラセ」の打電を爲し、歸宅後間もなく關大よりの電話にて大要打合を爲し、豫定の如く其日の夜行にて大阪に参りました。同月十七日付を以て喜多村理事より、清麿公額面揚揚式を二十二日午後一時より千里山豫科講堂に於て舉行、同日午後五時より天六學舎に於て晚餐會を開く旨の案内狀を受け居りたるに、同日同刻茨木喜多村邸に於て密葬に列し永遠の別を告ぐるとは、無常は世の習とは云へ、實に感慨無量、云ふべき言葉を知らないものである。

君は名門に生れ、夙に東大を出で、判事に、辯護士に、將又教育方面に、往くとして可ならざるなく七十有餘年の生涯に於て、傑たる功績を遺されたのである。殊に關大理事者として遺された功績に對しては心からなる敬意と感謝を捧ぐるものである。私が特に君の知を辱ふしたるは昭和三年君と共に關大の經營に當りたる以來のことである、勿論私は東京に在りて其員に列するのみであるが、君が故砂川

即ち中村笠山は

執務嚴然復命時、直傳神勅釋禪師
身甘實諦心甘穢、一片冰心不可縉
と詠じ、萩原廣道は

「世の中のうさにすてにし身一つに

千々の日繼をかためつるかな」

と嘆稱して居ります。小野湖山は宇佐奉幣圖に題して
神勅堂々傳者誰、一言能定萬年基

可憐吉備老名士、暇在朝稱帝師

此詩は固より清麿を讃賞したのは勿論であります、
當時在朝の大官文章博士吉備眞備を罵倒したのであり
ます。痛快であります。然るに近世の大備塩谷拓陰の
有名なる大統歌に於ては、將伴奸僧、寤九五位、神海
忠臣、始寢其議、吉備元老、空居鼎鼐云々の向にて詠
じたのは何となく物足りぬ心地が致します。寧ろ表情
は少しく露骨かも知れぬが、草場船山の皇朝歴代歌の
中に

直節凜然清麿、神器不容姦僧奪

光仁桓武共賢明、立之總由百川節

との句あるは極めて要を得て清麿の臣節と藤原百川の
節義とを明かに表彰するものとして感激するのであり
ます。而して清麿公の忠節を稱すると共に藤原百川の
節義を忘れてはなりません。百川公は清麿公の大隅に
流されたる時其の忠誠に感激して其の備後封中に十
戸を割いて之に與へたことは有名な美談であります。
又清麿公を宇佐入籍に遣はし神勅を請はしむるに至り
しは悉な内に在りて百川の畫策せしところにして船山
の詩句に「立之總由百川節」とあるは之を指摘したの
であります。固より其出處は神皇正統記の記事であり

ませう。

以上清麿公の事蹟に關する先賢の感懐を述べまして
今日此の揚揚式の式辭の骨髄と致します。終りに神武
天皇御即位以來二千五百九十九年以降皇統運綿として
の長き御歴代中には種々の波瀾はありましても皇統は
運綿として萬古不易天堯無窮國運は隆々として榮へ今
や東亞建設の道程に進みつゝある大日本帝國を祝福し
つゝ此式を終ります。

武田博士寄贈の挨拶

本日茲に和氣公額面揚揚式を舉行されますので、一
二感想を述べて御挨拶に代へたいと存じます。寄贈の
辭にも申述べてありますような次第で、此圖を本講堂
に掲げさせて戴きました。私は最初此圖の原圖即ち
御物を拜觀致しましたとき、思はず顯然様を正しまし
た。和氣公七十六年の生涯中、神教參廳奏上の條ほど
意義深きものはなかつたであらうと思ひます。日本後
記の一節に

此時僧道鏡得幸於天皇、出入警蹕、一擬乘輿、
號曰法王、大率主神習宜阿蘇麻呂婦事道鏡、
婦入幡神教言、令道鏡即帝位、天下太平、道
鏡聞之、情喜自負、天皇召清麻呂於牀下曰、夢
有入來、稱入幡神使云、爲我事請尼法均、
朕答曰、法均軟弱、難堪遠路、其代遣清麻呂、
汝宜早參聽神之教、道鏡復喚清麻呂、募以
大臣之位、(中略)清麻呂祈曰、今大神所教、是國
家之大事也、託宣難信、願示神異、神即忽然現
形、其長三丈許、色如滿月、清麻呂消魂失度、
不能仰見、於是神託宣、我國家臣分定、而道
鏡悻德無道、輒望神器、是以神靈震怒、不聽

理事を始め他諸君と共に猷身的努力を拂はれ、遂に
今日の關大にまで築き上げられたる其功勞は偉大な
ものである。君は崇高なる情操に富み、正義觀に
強く、冒すべからざる威威を有し、而も濃かなる同
情と親切の持主で、調和性もあり事務的才能もあつ
た、即ち頭も腹も腕も三拍子揃ふたる稀に見る人物
であつた。兩三年前健康を損せられ、辯護上の劇務
を避け、詩に書に諷に趣味の生活を味いながら、専
ら關大の爲めに盡されて居られた。近來健康殆んど
回復、君に待つもの頗る多かりしに、濫焉として逝
かる。月は雲去て亦照し、花は春到て復開くる時あ
るも、君の温容風格には永劫に接するの期なし、哀
惜輕切。

軍務公用者氏名 (其の十三)

卒業生

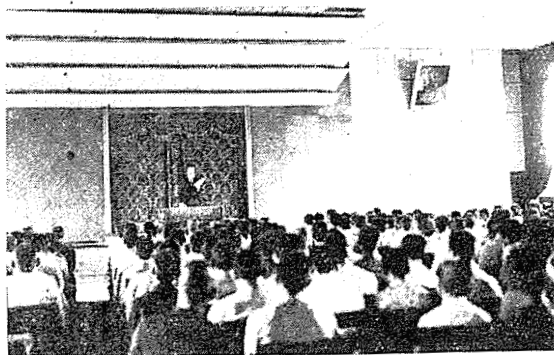
- 柳原 貞藏(昭九 大商) 田中 典郎(昭九 專二法)
 - 吉村 永三(昭十 專一法) 金子 金藏(昭十 大法)
 - 岩村 徹男(昭十 專一商)
 - 伊藤 富郎(昭十 專一商) 昭和十四年五月五日湖北
省隨縣呂家峯に於て胸部貫通銃創にて名譽の戦死を
遂げらる、遺族岐阜縣惠那郡陶町猿爪(三) 父嘉市氏
 - 田中 來(昭十 大法) 村上 重治(昭十 大法)
 - 松本善治郎(昭十 專二商) 波々 伯部孝之(昭十 大政)
 - 野口 義光(昭十 三大經) 大田 一郎(昭十 三大商)
 - 大田 正治(昭十 專一法) 長谷川勝也(昭十 專一商)
 - 青木 正(昭十 專一商) 井澤 友吉(昭十 專二商)
 - 西澤 馨(昭十 專二商)
- 在學生
- 岡田 清三(學法三) 田方 満夫(學法三)
 - 藤本 弘(學經三) 藤 義太(二 豫一)

其祈、汝歸如吾言、奏之、天之日嗣必續、皇緒一
汝勿懼、道鏡之怨、吾必相濟、清麻呂歸來、奏
如神教、(後略)

凡そ和氣公誠忠の圖は其現し方に三様あらうと思ひ
ます、其一は往て神宮に詣づる立像であり、其二は神
教を仰ぐべく祈願せる座像であり、其三は歸來神教を
奏上する座像である。常に致命の志を懷き誠忠の權化
たる清麻呂其人は、往くも歸るも、立つも座るも、其
時其場合に依て何等異なることはなかるべきも、今假
に吾人をして其場面に在らしめば、神宮に詣づる途中
よりも、神教を仰ぐべく祈願せる場合に、神教を祈願
せる場合よりも、之を奏上する場面に於て緊張味を覺
ゆるのである。今茲に掲げたる圖は即ち此最後の場面
を寫したるものにて、御姿こそ現はざされ、牀下に於
て奏上する清麻呂の、其壁の達する直ぐ近くに、畏れ多
くも玉座の設があり、其御側近くには、威風あたりを
拂つて、豪然と構へたる僧道鏡の在ることが想像され
るのである、洵に畏き極みである。

清麻呂の斯の誠忠に次で聯想されるのは、明治年間
に起つた大津事件(別名湖南事件)に付、時の大審院
長兒島惟謙先生の執られた態度である。事件の梗概を
申しますれば、明治二十四年五月十一日滋賀縣大津に
於て、折から觀光中のロシア皇太子即ち後の舊ロシア
ニコラス皇帝を津田三藏が斬りつけ、當時日本は歳出
入僅かに八千萬圓、陸軍六個師團、海軍は更に貧弱と
云ふ有様で、相手は名にし負ふ世界の強大國、殊に侵
略的の強大國と思ひ込んでゐた際として、日本全國空前
の一大衝動を受け、上下震駭、一時は全く舉措を喪ふ
と云ふ状態でした。

此事件の處理に付、時の政府高官を始め、元老、權
力者等は一樣に、津田三藏を我皇室に對する不敬罪を
犯したる者と同樣に取扱ひ、其時の刑法第百十六條に
依て極刑(死刑)に處し、以てロシアの激怒を緩和し
戰爭の誘發を未然に防ぐべし、即ち法律を超越し外交
的權宜に依て此事件を解決すべしと熱心に主唱された
もので、或は一身の榮達、或は威嚇壓迫、或は直接裁



士博田武べ述を摺捺

判に關與す
る判事に個
々の運動等
有ゆる方法
手段が講ぜ
られたにも
拘らず、先
生は敢然之
に反對し、
正論硬論を
死守された
のである。
たとへ元老
閣員等が如
何なる決議
をしようと

も如何なる方法を講じようとも我が邦の法律は枉げら
れぬ、問題の刑法第百十六條に天皇三后皇太子とある
は、畏れ多くも、上御一人を始め奉り我皇室の三后皇
太子に限りたるもので、之を外國の皇帝皇族にまで適
用せんとするは明かに曲解である。若し誤て一たび法
を枉げんか、國家の法律の尊嚴を冒し、やがては外國

戰線だより

宣撫官 岩 脇 明 光(昭八大政)

今や大陸は黎明が訪れ、新東亞の秩序建設の任務
遂行邁進に一層の拍車をかけてゐます。私は相變ら
ず元氣一杯にて北支の最前線にて一命を捧げて東洋
永遠の平和確立の爲努力致してゐます。想ひ起せば
征途についてから五ヶ月此の間幾多の死線を越えて
參りましたが無事に奮闘出来てゐますのも偏へ銃後
の皆様御熱援の賜と何時も感謝致してゐます。
(六月廿日)

北支〇〇にて 飯 森 德 秀(昭十一大法)

黃塵にまみれし兵等糧送る
糧送るトラツクかくる麥の果
戰場民は耕やし麥種へり
馬馳せて慰ひし丘に咲くすみれ

河 北 に て 中 野 文 吉(學部政一)

本日は懐しき學報御送り下さいまして誠に有難く
厚く御禮申し上げます。現在私達は北支京漢線の要
衝〇〇の警備の任に當り至極元氣でやつて居りま
す。殘敵は今尙到る處に出沒して民を苦しめたり
警備區域を荒したりして私達を手古摺らせて居りま
す。大陸名物の高粱がまだ小さいので今が討伐の好
シーズンらしく此の頃は月に何回となく大討伐が行
はれ其の都度多大なる戦果を収めて居ります。最近
一望千里の曠野も皇軍の宣撫工作が徹底したのか日

の侮りを受け、實に容易ならぬ重大事であると、極力之に反對し、幾多の波瀾曲折を経たる後、遂に同月二十七日大津地方裁判所に於て開かれたる大醫院法廷に於て、津田三藏を普通の謀殺未遂として無期徒刑に處したるのである。

斯様にして時の大官勢力より猛烈なる壓迫困難を加へられながら、敢然我邦法官をして其立場を遵守せしめ、法律の尊嚴を維持し、國家の非常時に善處したるは眞に偉大なることである。死を以て固く正義を守つて動かざりしことに於て、先生は和氣公と一脈相通するものがあるのである。

同じく明治年間の出来事にて、大津事件に先づること數年、先生が大坂控訴院長在任中、大井憲太郎、景山英等の朝鮮事件、即ち所謂大阪國事犯事件が裁ばかれた、其時の裁判長は井上操先生である、當時私は井上先生の書生をしてゐたので、其ときの消息は能く知つておりますが、決審後、判決言渡日を繰り上げ、急遽言渡を爲したるは、時の政府をして判決に付容喙の餘地を與へざらしめんが爲めであり、此處にも亦兒島先生の用意と人格とが窺はれるのである。

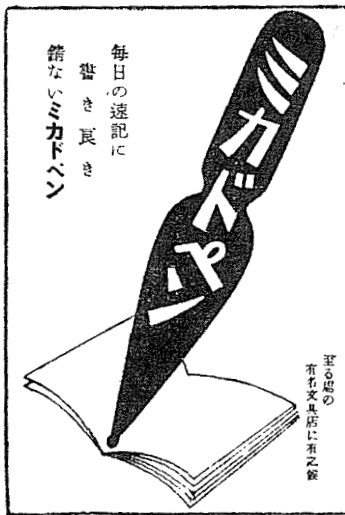
靜かに二千六百年の歴史を回想し、武臣楠公の忠誠を徳ぶと公に、文臣和氣公の誠忠を徳ひ、之と同時に大津事件、朝鮮事件を聯想して、兒島、井上兩先生の崇情に感激するものであります。兩先生共吾關西大學の創立者であられる。諸君と共に本學に關係ある一人として、大なる幸榮を感じると同時に、一大覺悟を以て進まうと思ひます、御清聴を深謝致します。

忠靈塔建設費寄附

本學千里山學舎校庭に建設中の忠靈塔は、各方面より多大の反響を呼んでゐるが、今般又中支戦線に活躍中の下城秋男君（專二法一在學）より金五圓、盛岡陸軍豫備士官學校生徒隊田中來君（昭九專一法、昭十二大法）より金壹圓也の寄附を寄せられた。
尙忠靈塔は第二學期早々除幕式を舉行する豫定である。

○華語短期速成講習會

學部専門部教授有志相謀り法學士黃廷富氏を講師に委嘱し毎週金曜日午後五時半より七時迄専門部四階二十九教室に於て華語短期速成講習會を去る五月二十六日より毎週金曜日に開催しつゝあり。聴講者資格は關西大學關係者、聴講料は無料。聴講希望の方は毎週金曜の午後五時半右教室に御越しを乞ふ。



増しに平和が回復し、明朗北支、新東亞建設の萌芽も今や其の大部分成りつゝあるを信じてゐます。眞暑の猛暑が訪れ直射日光はとても暑いですでも木蔭や室内はひやりとして涼しく浸きよいです。今後は面白いニュースでもあればどしどし速報する事にします。

山西より

專二法二 松下芳太郎

一昨夏應召以來血醒き戦線に南船北馬の轉戦を續ける事一年九ヶ月、現在山西黄河畔に於て益々張切元氣で奮闘致して居ります。未だ抗日の悪夢より目覺めぬ蔣介石の命を受けて全面的に四月攻勢に出た敵も、我が皇軍に機先を制せられ、一たまりもなく四月退勢と變つて終ひました共産主義の本場山西も我が皇軍によつて明朗山西が建設されてゐます。

りよ（法大十昭）君夫神北の支中

校 友

大連支部

五月二十五日午後六時より、海務協會に於て第三十七回例會を開催したが、一方に於て櫻井先生の御來連を機に其の歡迎會をも兼ねた譯である。

先づ秀島氏の歡迎の挨拶に由つて、宴は開始された續いて櫻井先生は關大御奉職中の思ひ出話をされ、更に進んで東亞共同體の基礎概念に及び、最後に「旅衣垢じみあれど感激の涙ぬぐはん今宵此の身は」と即興的に音吐朗々と吟詠されて、その夜の感慨を托された斯くして初夏の夜は何時更けるとも知れなかつた。時計のみは吾々の感激をよそに閉會の時刻を告げた。

此の夜、大連支部の重鎮平井氏が支那視察旅行のために又熱血漢佐藤氏が教育集召の爲に夫々缺席された事は、吾々校友にとつて非常な淋しさであつた。

當日の出席者

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 櫻井長先生 | 中村景太郎 | 高濱 直一 | 飯田 昇 |
| 室山宇太郎 | 高木嘉一郎 | 秀島 全治 | 岸本三郎 |
| 結城 丙太 | 西本 啓兒 | 辻 菊雄 | 萩原 博 |
| 北條 茂茂 | 井上 欣助 | 安達 竹七 | 武笠 幸雄 |

雄吼俱樂部

講演部出身者を以つて組織せる雄吼俱樂部は去る五月廿七日午後六時より心齋橋森永に於て例會を開催した。母校講演部長岩崎卯一教授より學問の府としての關大の近狀を承り、戦時下日本の政治經濟問題等を語

り合ひ午後十時有意義に散會した。

- 出席者
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 岩崎 教授 | 隈本 信雄 | 春原源太郎 | 戸根 泰雄 |
| 小泉 博 | 原 真人 | 水野 政成 | 片岡 一雄 |
| 清畑 清三 | | | |

會 員 消 息

尾山 尙介君(天二 専法) 神戸地方裁判所篠山支部判事に轉任さる、住所は兵庫縣多紀郡篠山町

花田菊太郎君(天六 専法) 昭和十四年六月三日逝去

正木 公男君(天八 大法) 北區宗是町、日本電力會社に在勤

一法師安喜君(天九 専法) 警部に任じ特高課より九條署へ轉任せらる

田邊 紀一君(天一〇 専商) 横濱市鶴見區潮田町、日本電解製鐵所に勤務

新田 武夫君(天一二 専經) 東成區大今里町七六五に於て機械工具建築金物商を営む(電南五五七三)

北田 康民君(天一四 専法) 警部、岸和田署より島之内署へ轉勤

徳竹 要君(天一五大法) 警部、市場署長より富田林署長に轉勤

大泉 三郎君(天一五大法) 警部、九條署より防空課へ轉勤

脇野徳三郎君(天一五大商) 尼崎市東濱町四、日本發送電會社尼崎東發電所在勤

磯 茂 夫(專一法三)

前略南國廣東は今は酷熱の夏です。毎日百數十度の炎熱が續いて居ります。お蔭様で元氣で戦が出来て有難いです。小生の同期生は此の春卒業して小生一人殘された様な氣がしますが然し日頃研究も教訓も最後の而も最高の目的は「學の質化」に依り國家目的に合せしむる事と思ひます。此の意味に於て今日の自分の課せられた任務も決して學問の範圍を超へてゐない事と信じます。況して此の質化こそ、我關西大學の大理想と信じ銃を取つてゐる次第です。いづれ再度故山を見る事が出来るならば殘された半歳を完成さす可く努力する積りです。抗日の策源地廣東は來て見ると相當立派なものです。椰子、パイヤ、榕樹の緑の熱帶樹に包まれた近代都市で市の高地に彼の孫中山の紀念塔が聳えてゐます。三民主義の總本山です。然し彼中山は今日の支那の姿を地下で何と考へてゐる事でせう；恐らくは彼の考へと離れてゐるのではないかと考へます。幾多英雄の血を以て護り續けて居る皇軍には包圍も操返す奪回策も何の役にも立たない、四月攻勢も五月攻勢もあつたものぢやありません。街は彼等の心と相反して一日／＼と治安が回復されて行きます。皮肉なもので、然し眞に一般大衆へ心からの自覺に依り打建てられる東亞久遠の和平は容易な事でないと思ひます彼等の國民性傳統から我々の様な純直さ、單純さが無く從つて之を指導的立場に立つ帝國の今後の任務こそ如何に困難な事か想像に難くありません。現地に來て長期建設の眞の意味を了解する事が出来ました吾々の任務も重大と云ふものです。今八時赤い夕陽が沈みかけて居ります遙か大陸の一角から各位の御健康を祈ります。

阪井 親君(昭二 大法) 大阪朝日新聞大津通信所よ

り徳島通信局長に榮轉、住所徳島市寺島町稻田跡

松本 實造君(昭三 大法) 三島郡吹田町二八六八に轉

居

後藤 三郎君(昭四 專法) 慈城法院出張所より平安北

道碧濱法院出張所に轉勤、當地は彼の鮮滿國境に

位する鴨綠江の江岸の地にして夏季の名物プロペ

ラ船の爆音も邑内迄響き對岸滿洲國の連聲も指呼

の裡に有之候」との近信

高見 三郎君(昭四 專法) 鹿兒島縣職業課長より秋田

縣社會課長兼人事課長に轉任せらる

森 清一君(昭四 專法) 日出度凱旋、召集解除とな

り西區西道頓堀二丁目、昌榮鑛業所大阪營業部に

勤務

川野 文也君(昭四 專文) 東京ラヂオ公論社を辭し、

品川電機會社(品川區五反田一)營業課長に就任

今井 司君(昭五 大法) 住吉區聖天下一ノ三四に轉

居

御堂河内四市君(昭五 大法) 大阪朝日新聞尾道通信部

主任に榮轉、住所は尾道市土堂町

谷原九三藏君(昭七 大法) 警部補より大阪府廳となり

工場課に勤む

永田鹿之助君(昭七 大經) 昭和十四年六月九日逝去

木下 忠夫君(昭八 大商) 大阪商船會社本社より臺灣

高雄支店に轉勤、住所は高雄市新濱町三ノ五、大

阪商船會社高雄支店內

原山 政一君(昭八專二法) 北區源藏町一三、宮崎方に

轉居

佐々木長太郎君(昭八專二法) 大阪市電氣局を辭す、住

所は横濱市磯子區磯子町一六六六、玉井得衛方

中村 興君(昭九專一法) 滿洲國政府内務局監督處よ

り北安省事務官拜命、開拓廳に勤務し北邊振興に

當りつゝあり

中筋 福三君(昭九專二法) 辯護士開業、事務所は神戸

市湊區熊野町二ノ七〇

北川 正美君(昭一一專二法) 池田市姬室町八七九ノ六

に移轉

平尾隆太郎君(昭一二專二法) 大阪鐵道局姫路車電區助

役より湊町保線事務所事務係に轉任

佐藤 丈夫君(昭一三大法) 福昌公司大連支店より同新

京支店(新京八島通四二)に轉勤、住所は新京支

店內

川涯 莊市君(昭一三專二法) 東邊道開發會社に轉勤、

住所は新京日本橋八四、松本方

安部 英彦君(昭一三專二法) 東流川區下新庄町五八二

に轉居

青木 義雄君(昭一三專二商) 日本莫大小輸出組合を辭

し滿洲國牡丹江省長官官房計畫科に勤務、住所は

牡丹江市第二新市街政府代用官舎第一〇二號

有田 米雄君(昭一四大法) 神戸市林田區蓮宮通一ノ五

池澤方に轉居

武笠 幹雄君(昭一四大經) 大連市越後町二四小林方へ

移轉

宮里 政次君(昭一四專二商) 大藏省爲替局に勤務、住

所東京市芝區白金三光町三三八

辨理士登録希望者の爲めに

(校友) 内 田 修

現代に於ける科學文明のめまぐるしい發展に伴ひ辨理士の職責愈々その重大性を加ふるの秋辨理士法は改正せられた(改正點及試験制度に關しては昨年九月號學報の拙稿御参照)。

而して右改正に伴ひ辨理士登録の申請手續も多少改められ屢々御照會に接するので一般有資格者の爲めにその要點を簡単に御紹介することとする。従つて登録御希望の向は左記要領にて申請せられたい。

一、資格證明書として提出すべき書類

(a) 學士試験合格證明書

(b) 學業成績表(學部在學中三年間全部のもの)

(c) 身分證明書(但し「辨理士法第二條第一項第一號第二號ノ條件ヲ具備シ同法第五條第一號

第二號第五號第六號及第二十六條ノ規定ニ該當セザル旨」を記載したる本籍の市區町村長の證明書たるを要す)

二、其他に於て添附を要するもの

(d) 履歴書(詳細なるもの) (e) 戶籍抄本

(f) 寫眞二葉(手札型上半身、裏面に署名すること)

辨理士登録申請書の正本には前記(a)乃至(e)の書類及寫眞を添附しその上に左記「申請請求書」を添綴すること。
(記)別紙辨理士登録申請書特許局長官宛御送達被成下度申請書附屬書類添附ノモノ正副貳通相添此段及御願候也 年月日 申請人 氏名印 辨理士會御中

尚辨理士登録申請書の副本には(a)及(c)の寫眞に(d)(e)の書類を添附して右正本及副本を一纏に東京市麹町區三年町一番地、特許局構内辨理士會宛御提出あり度い。

(注意)申請書には凡て氏名の右に傍訓を附すること
(筆者は本年度學部卒業の辨理士)

經友會

り天六學會三階大集會室に於て第三回總會並びに記念講演會を開催した。

學術研究、相互親睦を目的とする吾が經友會は四月に續き五月二十五日月例研究會を二十二教室に於て開催し物價諸問題即ち物價の現状、物價騰貴の原因及其の影響並びにその對策に就て正井、中川兩教授指導の下に三田村、藤井、沖野石井の四君より研究發表あり各員熱誠なる質疑應答あり遂に深更に及び残念乍ら物價騰貴の對策を六月例會に廻し一同初夏の一夜を清き學談に過し得る所多くして散會した。

戰時下の日本經濟

大朝經濟部長 武田文彬先生

以上の如く武内、神戸兩先生には誠に御多忙中にも拘らず本會の爲め否本學々生の爲めに御講演を御快諾下さつた事を衷心より感謝感激に堪へない所でありませ

商業研究會

斯くて六月十一日神戸商大昇格十週年記念研究會に二年石井、藤井の兩君を送り校外活動の第一歩を踏出した。

六月四日 會員相互の親睦と體位向上の實を顯揚せんと六甲連山にハイキングを舉行する。この日天氣晴朗、我々の意氣甚だ旺盛、六甲一の奇勝地ロツクガーデンを一氣に踏破、全山縁に包まれたる東お多福山に山氣を満喫、神戸港を眼下に陽光照り輝く瀬戸内海を通して四國の連山を眺めつゝ一同費食をとり、大いに所期の目的を達成せり

六月月例研究會は相互親睦増進の意味に於て天五「光」階上に於て六月二十一日中川專任指導教授出席の下に物價對策に就て種々論議を重ね之亦熱心なる出席者の討論に依りて時の到るを知らざる中に結論に達し十時過ぎ散會した。

今や聖戰二周年東亞新秩序の長期建設に邁進しつゝある時吾が經友會は青少年學徒に賜へる勸語を奉體し以て報國の誠を致す目的の下に七月六日午後七時半よ

六月十三日 商都の言論界を代表する大阪毎日新聞社を見學する。出席會員二十五名。 思ふに凡そ現代人にとつて新聞程魅

力あるものはなからう。朝に、夕に新しきニュースをもつて我々にうつつたへる。そして今日の新聞が社會の複雑化と共に「讀む新聞」より「見る新聞」に變りつゝある事は我々の大いに刮目に價する所であると思ふ。

七月四日 午後三時より「北進」に於て本年度第六回例會を開催す。出席會員二十七名。

この夏季休暇を利用して、琵琶湖畔の青柳に心身鍛練の目的をもつて、會員一同集團キャンプ生活を營む事を決議し、午餐を共にしてなどやかに會を終る。

聖戰二週年、皇軍の猛威の前に蔣政權は全く壊滅の運命にあるにも拘らず彼の大局に對する謬想と第三國援蔣とが、なほ彼をして長期抗戦を豪語さして居ると思ふ時、吾々は益々不退轉の決意を固め、銃後學生の重き使命を全うすべく努力せねばならぬ。

尙事變記念日に本會の機關誌「商業研究」第六號を發行する豫定、目下會員一同校正に活躍中。(一四・七・五記)

東亞研究會

若竹のすく／＼伸びる新緑の候は兎角會員を招くもので、六月四日鎌倉映百丈岩コースのハイキングを行ひ、参加者二

十餘名生瀨から下車し、蓬萊峽の奇勝を眺め、船坂から山村を通り抜けて鎌倉峽に入る、雨後のカツと射す太陽夏の溢れる事を思はず新緑の山々、峽谷を綴ふ小川岩角のスナツツ、峯、見事に聳ゆる百丈岩を経て道場に至り、七時解散し其の日を愉快に過した。

皇陵崇敬會

◇六月例會

六月十八日(日曜日)本月の例會は京都東南部方面に催す、午前十時舊京阪電車鳥羽街道驛に下車して先づ仲恭天皇陵へ向ふ、梅雨の季と云ふに空はよく晴れて暑さも厳しい、或ひは山路を或ひはアスファルトの道路を日光の直射を受けて歩くこと約二時間、午前中に清閑寺に達し晝食を攝る、午後は花園帝陵一ヶ所だけで全行程を終え智恩院に詣で解散したのは午後三時近くであつた

尙本例會巡拜行程は左の如くである

陵墓巡拜(參拜順)

崇徳天皇中宮聖子月輪南陵

第八十五代仲恭天皇九條陵

月輪陵・後月輪陵

第八十六代後堀河天皇觀音寺陵

第一百二十一代孝明天皇後月輪東山陵

英照皇太后後月輪東北陵

第七十七代後白河天皇法住寺陵

第七十九代後醍醐天皇清閑寺陵
第八十代高倉天皇清閑寺陵

第九十五代花園天皇十樂院上陵

参加者 尾崎、濱田、安藤

◆七月例会

七月二日(日曜日)本月の例会は京都嵐山嵯峨方面に催す、本日の行程は左の如である。

皇陵巡拜(参拜順)

第八十八代後醍醐天皇嵯峨南陵

第九十代龜山天皇龜山陵

第九十九代後龜山天皇嵯峨小倉陵

第五十二代嵯峨天皇嵯峨山上陵

第九十一代後宇多天皇蓮華峯寺陵

第五十五代文徳天皇田邑陵

参加者 尾崎、濱田、安藤

参 陵 會

六月二十五日(日曜日)第三次第十回例会を下田、王寺方面に開催す、大軌上六に集合、九時十分發下田驛に向ふ、下田に下車せる一行は梅雨降りしきる中を泥道に足場を求めつ、第二十三代顯宗天皇傍丘磐杯丘南陵に向ふ、本日参拜御陵次の如し

第七代孝靈天皇片丘馬坂陵

第二十三代顯宗天皇傍丘磐杯丘南陵

第二十五代武烈天皇傍丘磐杯北陵

参加者十四名

佛 教 青 年 會 (千里山)

五月九日(火)午後三時より第十二教室に於て昭和十四年度第一回例会開催す、當日は三枝樹會長を初め會員一同出席し「日本佛教精神と精神總動員の本質」と題して座談會を催せり、其兩者間の密接なる聯關の認識且つ今や推進せしめられつある東亞新秩序建設の基礎は精神文化の結合を根本要素とし、大乘的見地に立つ共同體精神を以て爲さるに非ざればよく建設し能はざることを深く認識する所があつた。

終りに一學期に於ける佛蹟巡拜の件を左の如く決定したり。

大阪學生佛教青年會聯盟主催による六月十一日舉行の「法隆寺見學並に臨地講演」に参加決定。

法隆寺見學 六月十一日(日)

千三百年の永き歴史を有し且つ木造建造物として世界最古を誇る大和法隆寺は用明天皇、推古天皇、聖德太子の勅願によつて創建開基せられたもので飛鳥、白鳳、天平時代の學門藝術等あらゆる文化の粹を遺存する點に於て海内無比と云ふべきであらう。

當日に細雨を交へるが如き曇天なるも本學よりは村上教授を初め二十四名の参加者があり阪大、商大、齒科醫專、浪高等

四校の参加者合せて八十三名と云ふ盛會さであつた。

法隆寺大講堂に於て嚴肅なる續經の後九時半より佐伯會長の講話を拜聽す、先づ聖德太子の根本精神を説かれ、其れは大宇宙の根本的調和の實現を理想とする法華經の精神に據れるものにして此精神の活用として太子御採用の佛教即ち勝曼經の詮要は一乘十大受、三大願、攝受正法を顯し、眞の正義の爲めに自己を擧げ國民的統一をなすに無私奉公を以てし、是れに依りて出來上つたものが淨土であり攝受正法である、それらは國民全體が菩薩とならねばならぬ、菩薩となるには維摩經疏に説く十七事を行すべきであると

し、菩薩となれば即ち國土莊嚴である、其意味に於て太子は十七ヶ條の憲法を制定せられ、國民全體を菩薩として一大和合集團たらしめんとせられたのである、是れ特に憲法の劈頭に宣言せられた御精神なりと説かれ、太子の國家精神の表れである、十七ヶ條憲法を現今時局に即して其精神を特に強調せられしことは吾人の法隆寺見學を一層意義あらしめるものがあつた。晝食後木村教授(浪高)の「法隆寺の建築様式に付て」と題し懇切なる臨地講演の後金堂内に安置されて居る藥師如來、釋迦三尊像、塔婆内の塑像を初め東院夢殿の本尊たる救世觀音の諸像に

至るまで當代第一流の巨匠たる製作、止利等の心血を注いだる傑作、將亦、玉蟲の厨子の珍らしい曼陀羅の存在及び多年藝術界の問題となつて居る壁畫の四方淨土變相等々數々の國寶の見學を終へ何ものか感に打たれたる面持ちにて午後三時半雨中の法隆寺にて解散す。

基 督 教 青 年 會 (二部)

興亞の段階深く未會有の時局下祈りの最も必要な時私共二部に在籍する基督教者學生は先づ本學の中の祈りのグループとして使命の重且つ大なのであります。

主は我らに、汝らは地の鹽・世の光なり」と仰せになりました、我らは學園の鹽・光であり、御心の本學に祖國に行はれん事を祈る者であります。此の卑しき器を以て神の手代に召され主の御示しの中を進み得る我らを感謝し併せて不従順を懺悔するものであります。

六月の例会は難波篠宅で大陸政策に關聯して信仰の祖ビュリタノ史を學び大いなる幻を長谷川先生から與へられました。

七月は五日第三十九號教室にて兄弟達の熱心なる勵話と祈りで感謝に充ちた嚴肅な禮拜を行いました。休暇中の修養會は七月五日曜午後西教會にて準備集會を致します。法三、百、生

우리學友會

去る五月十三日天六學會に於て本學在學中の朝鮮人留學生から成るウリ學友會創立以來第七回の定期總會が開かれた。定期總會は正に豫想以上の盛會であつて而も時局に應しく、緊張裡に、豫定時刻に終了した。

八年の歴史を有するウリ學友會が本學中に於て搖ぎなき、そして益々大きな存在となりつゝあることは全會員のたゆみなき努力の酬ひである。我々が特記すべきことは、文化、體育の兩方面に於ける會員の著しき進出である。我々は文化、體育に全力を傾倒してその進歩を計るであらう。

河の水が、淀みなく流れねばならぬやうに、土地は耕作されねばならぬやうにウリ學友會も亦新しい日を迎へることに依つて絶えず伸び行くことを確信する。顧問並に委員は左の通りである。

- 顧問 吉田教授、和田教授、崔鎮先生
 委員長 金東憲
 副委員長 朴賢國
 委員 張季興 吳寅生 朴燦時
 方炳鎰 康順和 葛德沫
 朴南七 朴壽用 李鏡浩
 孫重鎬 秋瑯來 李壽峯

千里山馬術部

六月廿五日(日)第二回全關西學生馬術選手權大會が園田馬術講習所にて舉行本學より廣谷、安藤、齋藤參加廣谷安藤共に三年連続關西聯盟選手に選拔さる。

○六月廿六日(月)園田馬術講習所にて第一回早大、慶大聯合軍對關大、同大聯合軍綜合馬術大會を開催、關東最強チーム早慶と關西最強チーム關大、同大聯合軍の文字通りの東西對抗戦であり多大の興味を持たれつゝ開戦、終止激戦を続け殊に本學に廣谷主將、安藤副將等チームの名譽にかけての目醒しき奮闘あり遂に關東軍を撃砕し初の優勝を遂ぐ。成績左の通り

關、同聯合軍	馬名	早、慶聯合軍
岡村(關)	下軍	17.5
	松井(慶主)	
森(關)	大優	19
	石田(早)	
齋藤(關)	扇羽	22.5
	松岡(早)	
安藤(關)	芳喜蘭	33
	福島(早)	
廣谷(關主)	金星	20.5
	岩本(早)	
石田(同)	村雨	35
	守田(慶)	
山本(同)	日標	58
	星野(早)	

關(同主)	23.5	照國	29
		横田(慶)	
大方(同)	19	隼	18
		平澤(慶)	
尾崎(同)	26	松島	22.5
		杉山(慶)	

専門部弓道部 (一部)

大阪高専聯盟戦に於て左の成績で歴的に優勝せり
 關大七十二中對商大高商部四十七中
 關大四十九中對大阪外語三十七中
 個人入賞者
 一等が商大の松江君と本校竹内(商三)二十四中にて同點となり結局競射にて惜しくも本校竹内第二位となる
 三等が又本校齋藤(商三)菅野(商三)十二中にて競射の結果齋藤第三位となる
 尚七月下旬行はれる全國高専連に全國青年演武大會に備へ大津に合宿猛練習を行ふ豫定なり

庭球部 (専門部二部)

◆全日本學生卓球選手權並に關東、關西卓球爭霸戦西日本側代表選手正式に決定さる。(自七月十日至同月十六日於東京一ツ橋國民體育館)
 若松 義夫(法科二學年)
 ◆全關西學生卓球聯盟(出場二十八校・

四七一名
 去る五月十四日舉行されたる春季チーム戦に堂々優勝せることは既報の通りなるも其の後の戦績を示せば次の如し
 五月二十一日個人戦ダブルス準々決勝
 大儀(本學) 0-2 崔(關學)
 五月二十六日個人戦シングルス準々決勝
 若松(本學) 1-2 西山(關學)

◆全大阪學生卓球聯盟(出場十三校・二九九名)
 六月四日 春季チーム戦 優勝戦
 本學 3-4 大阪帝大
 六月十一日個人戦シングルス優勝戦
 若松(本學) 0-2 岡本(帝大)
 同 個人戦ダブルス準決勝
 吉岡(本學) 0-2 岡本(帝大)
 若松(本學) 0-2 小谷(帝大)

◆第二回大阪商科大學定期戦堂々快勝し見事二連覇成る
 (六月十五日 於本校コート)
 本學 8-4 大阪商科大學
 ダブルス 2-1
 シングルス 6-3

◆第一回三部對抗リーグ戦二戦二勝の成績を以て優勝す

校友會費拂込者氏名 (其の六)

昭和十四年度會費(金麥圖)

石井啓三郎	武井幾太郎	岩崎丈之助	堀政秀	大塚重太郎	寺岡秋男	石黒陽一	三橋國松	伊月實	(以下次號)	飛田政繁	北浦生太郎	落合正隆	小林絹治
須々木庄平	鈴木八郎	小竹勇吉	鈴木源吉	寺岡秋男	内藤哲彦	細見重喬	兼松謙太郎	春原源太郎		北浦生太郎	宮田和夫	玉川義隆	鹿嶋治三郎
鳴川靜太郎	矢富靖夫	川田廣一	森内梅吉	吉村謙治郎	小村雅彦	瓜惣太郎	寺門信秀	伊藤英一		宮田和夫	北川昇	来田忠八	戸澤武
原田市之進	野田保規	阿川甲一	野田文一郎	德重又次郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	安川彦夫		三木甚太郎	瀨川桂	島田信一	立岡喜一
柴田直一	里村安二郎	佐藤義道	田中壽八郎	補野泰夫	山根瀧藏	西田好策	東條武夫	東川彦夫		津川鑑一	牧野谷政一	島田信一	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	竹西宗助	西田好策	法覺稔			留川彌直	中村健吾	立岡喜一	北浦正弘
鮎子多正雄	八木萬太郎	金崎茂雄	津川順道	長澤清兵衛	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			中島隆次	鈴木貞之	北浦正弘	北浦正弘
野村良松	高松長左衛門	田村淺一	岡本勳治	小村雅彦	瓜惣太郎	寺門信秀	法覺稔			池之内三郎	松浦敏天	篠原雄一	北浦正弘
北浦正一	石原孫市	井上芳比	上野喜重造	津田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			三宅富三郎	山川源次郎	高谷辰雄	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			丹品	峯本新太郎	高谷辰雄	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			岩崎平三	岩田浩太郎	川島正一	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			松本政一	遠部逸太郎	辛島甫	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			後藤種吉	吉見嘉一	森脇秀正	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			小倉清助	山岸源一郎	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			源友雄	須藤克己	大西常次郎	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			永野吾一	都築直太郎	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			生次壽男	律川彌三郎	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			小野村胤敬	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			武石貞雄	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			篠崎有音	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			中川松三郎	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			弓庭元一	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			法覺稔	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			東條武夫	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			安川彦夫	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			伊藤英一	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			杉田英一	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘
吉木留喜	榎田皓	佐中米藏	竹中倍治郎	永田規矩夫	津山喜一郎	宮本濟通	法覺稔			春原源太郎	尾島登龜雄	西田政之助	北浦正弘

大正十一年七月十五日創刊
 昭和十四年七月十日印刷
 昭和十四年七月十五日發行

編輯兼發行所 神屋敷民藏
 印刷所 谷口印刷所
 發行所 關西大學學報局
 關西大學
 大阪市東區長柄中通二丁目十二番地
 電話 二五三九
 本館電話 二五三九
 支店電話 二五三九
 電話吹田四六一三
 千里山學舎 大阪市外千里山
 電話吹田四六一三

最新刊

特殊經濟研究叢書第六編

長崎高商教授 伊藤久秋著

經濟思想と學說

菊 判 上 製
三 百 餘 頁
定 價 二 圓 七 十 錢
送 料 拾 四 錢

本書は經濟思想發展の足どりを辿らうとする意圖の下に書かれた著者の論文集である。

近世經濟學の前史と云ふべきマーカントリズムの研究に起筆し、次いでその搖籃として嘆稱すべきカンチロンに特に詳論を加へた。正統學派に就いてはスミスの學風を傳へ、殊にその國家主義思想に注意を喚起し、次にマルサス對ゴツドウインの人口論争を取扱ひ、特にマルサスの最後の人口論著『人口原理概観』を初めて我が學界に紹介して、マルサス研究に寄與しようとした。次いで正統學派の中に起つた思想の轉換を意味するミルの救貧論を論じ、又自由主義經濟學の危機を救はうとするブレンヌの學的努力に注意を拂つた著者の此等の論文の多くは、曾て英國遊學中に集めた資料に基づいたものである。

新しき經濟學は過去の良きもの、上へのみ築かれる。經濟學の改訂を要求される今日新しき經濟學の礎石を、經濟思想史の再檢討に探究する事は現下の急務であるを考へる。

關西大學學報 第百七十一號 (昭和十四年七月十五日發行)

東京 駿河臺 中央大學前
電話 八二二二番
電話 八二二二番

大 同 書 院

大 振 電
坂 大 北
區 阪 三 一 五
梅 一 六 七
田 九 五 五
新 七 五 五
道 二 三 二
番 番 番